

所得税の確定申告は 自分で書いてお早めに！

平成19年分の所得税の確定申告（税務署受付分）は、以下のとおりとなります。申告期限間近になりますと申告会場は大変混雑し、長時間お待ちいただくこととなりますので、できるだけ早くお済ませください。

栃木税務署からのお知らせです

確定申告会場は、栃木商工会議所大ホールです

開設期間 2月12日(火)～3月17日(月) 土・日曜日は開設していません。

所得税の確定申告と納税は正しくお早めに！

平成19年分の所得税の確定申告は、3月17日(月)が申告・納付の期限となっています。

申告書はご自分で書いてできるだけお早めに提出してください。申告書は郵便や信書便による送付でも提出することができます。また、自宅やオフィスから、インターネットで申告や納税ができる「e-Tax（国税電子申告・納税システム）」もぜひご利用ください。

国税庁ホームページでは、個人の方の確定申告書等の作成ができる「確定申告書等作成コーナー」を開設しています。「確定申告書等作成コーナー」で作成したデータは、直接e-Taxに送信することもできます（事前手続が必要です）。申告書の作成にはぜひこちらをご利用ください。

「e-Tax（国税電子申告・納税システム）」の詳細につきましては、e-Taxホームページ【<http://www.e-tax.nta.go.jp>】でご確認されるか、栃木税務署におたずねください。

振替納税をご利用ください

納税には安全・便利な振替納税をお勧めします。

《振替納税のメリット》

指定した金融機関の口座から自動的に振り替えて税金を納付する制度ですので、うっかり納期限を忘れることはありません（振替日の前日までには残高の確認をお願いします）。

納税のために現金を持ち歩く必要もないので、安全で便利です。

振替納税のご利用については、税務署に用意してある「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」に必要事項を記入の上、ご利用される金融機関の口座の届出印を押印し、税務署又はご利用される金融機関に提出していただくだけです。

なお、一度提出していただければ以後の納税についても継続してご利用になれます。

「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」の様式については、国税庁のホームページ（<http://www.nta.go.jp>）からダウンロードすることもできます。

振替納税をご利用の方の振替日は、申告所得税は4月22日(火)、個人事業者の消費税及び地方消費税は4月24日(木)です。

問い合わせ先

栃木税務署 ☎0282-22-0885

申告相談について

市では、所得税及び市県民税の申告相談を以下のとおり行います。
申告を忘れてしまうと、各種証明書等の発行ができなかったり、国民健康保険税の軽減措置が受けられなくなるなど支障をきたすことがありますので、必ず期限内に申告してください。

受付会場

- ・南河内地区会場（南河内庁舎北側別館会議室）
- ・石橋地区会場（石橋庁舎3階会議室）
- ・国分寺地区会場（国分寺庁舎隣、国分寺公民館 I T 研修室）

受付期間

2月18日(月)～3月17日(月)ただし、土・日は除く)

受付時間は午前の部は9時～11時、午後の部は1時～3時30分です。

日程は下表のとおり

申告相談に必要なもの

- ・印鑑
- ・前年中の収入金額と必要経費のわかる書類（給与や年金の源泉徴収票や事業所得の収支内訳書等）
- ・社会保険料（国民健康保険税、国民年金保険料等）の支払金額を証明するもの
- ・障害者控除を受ける方は、障害者手帳など障害を証明するもの
- ・その他各種控除を受ける方は、それらの証明書または領収書（医療費控除、住宅ローン控除など）
- ・銀行などの口座番号（還付を受ける場合に必要です）

その他

- ・税源移譲に伴う市県民税の住宅ローン控除の適用を受ける方のうち、確定申告をされない方（住宅ローン控除を年末調整で受けている方等）についても控除適用の申告を受け付けています。
- ・青色申告をされる方、営農等の業種で所得税の申告をされる方、株式譲渡所得や一般譲渡所得がある方及び贈与等の申告をされる方は、栃木税務署（栃木商工会議所大ホール）で申告してください。

●南河内地区 会場：下野市役所南河内庁舎北側別館会議室

受付日	対象地区		受付日	対象地区	
2/18(月)	下原・西区	薬師寺一丁目	3/3(月)	祇園五丁目	祇園三丁目
19(火)	薬師寺二丁目	薬師寺三丁目・四丁目	4(火)	祇園四丁目・緑一丁目	緑二丁目・緑三丁目
20(水)	薬師寺五丁目	薬師寺五丁目	5(水)	緑四丁目	緑五丁目
21(木)	薬師寺六丁目	薬師寺六丁目	6(木)	自治医大構内の自治医大職員住宅・レジデント・女子宿舎・日生団地	緑六丁目
22(金)	町田上	町田下			
25(月)	谷地賀上	谷地賀下	7(金)	本吉田北	本吉田南
26(火)	成田・下文狭・地久目喜	東田中・西田中・祇園町	10(月)	絹板・絹板台	台坪山
27(水)	仁良川上	仁良川上	11(火)	的場・上坪山	東根・西坪山
28(木)	仁良川下	仁良川下	12(水)	塚越・磯部	鯉沼
29(金)	祇園一丁目	祇園二丁目	13(木)	川島・上吉田	三王山

●石橋地区 会場：下野市役所石橋庁舎3階会議室

受付日	対象地区	受付日	対象地区
2/18(月)・19(火)	上町・寿町	2/29(金)・3/3(月)	上古山・上原
2/20(水)	石町・旭町	3/4(火)・3/5(水)	下古山
2/21(木)・22(金)	本町	3/6(木)・3/7(金)	通古山
2/25(月)・26(火)	栄町	3/10(月)・3/11(火)	若林
2/27(水)	下石橋・入の谷・富士見町	3/12(水)	下長田・上台
2/28(木)	上大領・中大領・東前原・下大領	3/13(木)	細谷・橋本

●国分寺地区 会場：国分寺公民館（下野市役所国分寺庁舎隣） I T 研修室

受付日	対象地区	受付日	対象地区
2/18(月)～2/20(水)	駅東・医大前・烏ヶ森	2/27(水)～3/3(月)	川中子
2/21(木)・2/22(金)	笹原・箕輪	3/4(火)～3/7(金)	小金井
2/25(月)・2/26(火)	国分寺・紫	3/10(月)～3/12(水)	柴

市県民税(個人住民税)の住宅借入金等特別税額控除 (住宅ローン控除)について

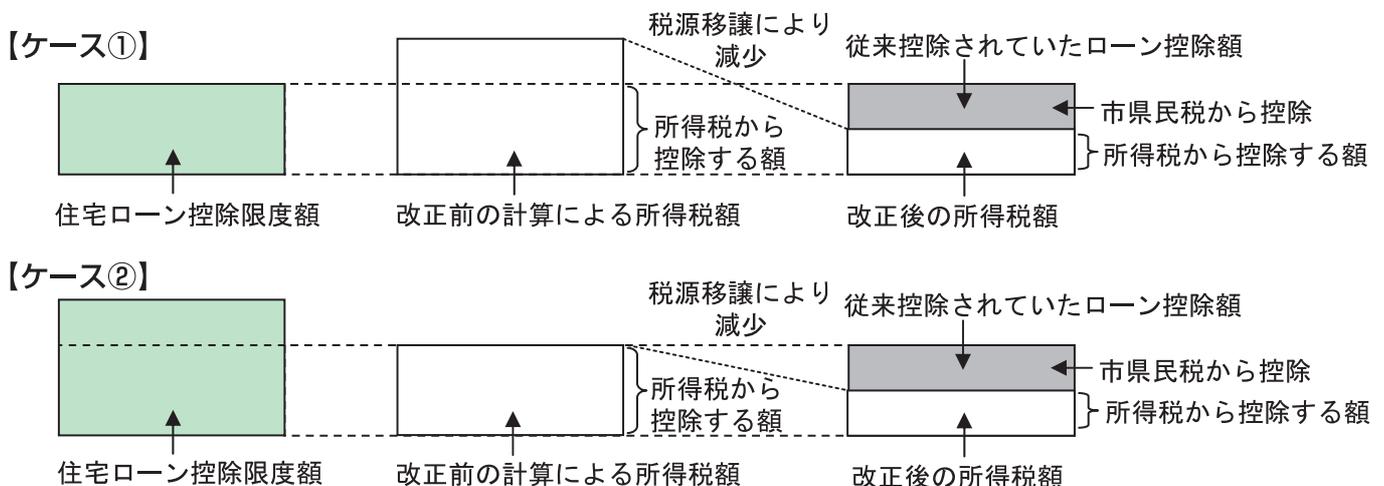
税源移譲により、平成19年分以降の所得税額が減少した結果、これまで受けることができた所得税の住宅ローン控除に控除しきれない額が生じた場合は、平成20年度以降の市県民税(所得割)からこの控除しきれない額を控除できます。(平成28年度分までの市県民税において適用します。)

ただし、この控除の適用を受けるためには、住宅借入金等特別税額控除申告書を提出する必要があります。

対象者	次の または の方 税源移譲により所得税額が減少した結果、住宅ローン控除限度額が所得税額より大きくなり、全額控除しきれなくなった方 住宅ローン控除限度額が所得税額より大きく、税源移譲前でも全額控除しきれなかったが、税源移譲により控除しきれない額が大きくなった方 平成11年～18年に入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている必要があります。
計算方法	控除額 = 以下のA、Bのいずれか少ない金額 - 税源移譲後の税率で算出した前年分の所得税額 A 前年分の所得税の住宅ローン控除限度額 B 税源移譲前の税率で算出した前年分の所得税額
申告方法	確定申告をする方 確定申告をする際に、併せて住宅借入金等特別税額控除申告書(確定申告書を提出する納税者用)を提出してください。 確定申告をしない方(給与のみで年末調整をする方) 市役所税務課(確定申告期間中は市内の各申告会場)に源泉徴収票と住宅借入金等特別税額控除申告書(給与所得のみを有しており確定申告書を提出しない納税者用)を提出してください。 申告書は、市区町村提出用、税務署確認用、本人控の3枚です。 申告書は、市税務課、市役所各庁舎市民課窓口、各申告会場(確定申告期間中)及び税務署に備え付けてあります。また、市ホームページからもダウンロードできます。控除額の計算及び申告書の作成もできますのでご利用ください。
申告期限	毎年、その年の確定申告期限(平成20年は3月17日)まで

申告書には「住宅借入金等の年末残高合計額」あるいは「住宅の居住開始年月日」等を記載する欄があります。年末調整で会社等へ提出する場合、事前に内容を控えておくようにしてください。(すでに提出済みの場合は、会社に確認するなどしてください)

《控除のイメージ》



なお、平成19年以降に入居した方は、市県民税の住宅ローン控除の適用はありませんが、所得税の住宅ローン控除について、「従来方式」と「控除率を下げ、控除期間を延長する方式(10年から15年に延長)」の選択制をとる特例が創設されています。詳しくは、所轄の税務署にお尋ねください。

問い合わせ先

税務課 市民税グループ ☎40-5554